

令和5年6月定例会 総務委員会（付託）

令和5年6月26日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

眞貝委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

笠井企画・サイバー警察局長

報告事項はございません。

眞貝委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井下委員

事前委員会を急きょ欠席してしまいまして、すみませんでした。

今回の補正予算の中に事前委員会でも出ていて、新聞にも少しだけ触れられていたのですが、「環境配慮型」未来創生交番整備事業に関しまして補正予算が組まれています。

藍住町の二つの交番を集約し、自治体、藍住町の役場敷地内に交番を新設するというところでございます。町との更なる連携強化を図ることができるのではないかと私も期待しているところでございます。

そこで「環境配慮型」未来創生交番整備事業について、この事業では、脱炭素社会の実現に向けた新時代交番をコンセプトにZEB仕様の交番を新設するとのことでございます。世界的に脱炭素に向けた各種取組が強力に進められていますが、県警察においてもこの流れに乗り遅れることなく、しっかりと進めていることだと評価しております。

そこで、本事業の目的と概要について説明をお願いいたします。また、新交番の運用開始時期についても、いつ頃を予定しているのかお伺いいたします。

日下警務部参事官兼会計課長

「環境配慮型」未来創生交番整備事業についての御質問です。

まず、事業の目的と概要でありますが、脱炭素社会の実現に向けまして、自然エネルギーを最大限導入いたしましたZEB交番の新設と電動オートバイの導入によりまずゼロカーボン・ドライブを推進し、環境に配慮した新交番を整備するものでございます。

環境配慮型として整備する交番は、先ほど、委員にありましたように藍住町役場内に、藍住町東交番と藍住町西交番を統合いたしまして、大型の交番として整備する予定です。

次に、運用開始時期についての御質問でございます。

事業のスケジュールにつきましては、本補正予算成立後に、入札、それから工事に着手いたしまして、建物の完成につきましては、令和6年、来年の夏頃を予定しております。完成後は速やかに運用を開始したいと考えております。

井下委員

交番等、Z E Bに向けて導入している県はほかに余りないのかなとお伺いをしているところです。この事業の先進性についても評価いたしたいと思います。

本事業は、施設のZ E B化のほかにどのような環境性能を備える予定なのか、あわせて、他県に同じような状況があるのかどうかについて、分かれば教えていただきたいと思います。

日下警務部参事官兼会計課長

新設交番の環境性能についてです。

まず、Z E Bの仕様について御説明いたしたいと思います。太陽光発電を活用いたしました再生可能エネルギーの導入によります創エネ、創るエネルギーと、高性能断熱材、高性能空調等の導入によります省エネの実現によりまして、年間の消費エネルギーが実質ゼロとなる、フルZ E Bといわれる交番を建設するものでございます。

また、太陽光パネルで発電したエネルギーを余すことなく有効活用できます蓄電システムを導入する予定でございます。これによりまして、災害発生時における治安拠点としての施設の維持、機能強化につなげるものでございます。

加えて、先ほど申しましたように、新設する交番は、当県警察初となりますが、リチウムイオンバッテリーで走行する電動オートバイ5台を導入いたしまして、走行時の二酸化炭素排出量をゼロとするゼロカーボン・ドライブの推進を図るなど環境に配慮した警察活動を展開する予定でございます。

他県のZ E Bの導入に関しましては、二つの県で導入、若しくは導入予定というふうに聞いております。

井下委員

本事業では、施設の機能もさることながら、既存の二つの交番を統合したり、また、先ほども言いましたが、町役場の敷地内に交番を配置するなど地域の警察のイノベーションが図られているということでございます。

交番を大型化、再編化することのメリットはいかがなものなのか、また、町役場の敷地内に交番を配置すると、こういった面で行政サービスの向上というのが図られるのかを教えてくださいたいと思います。

前川警務部参事官兼総務企画課長

交番の再編、大型化による効果と町役場の敷地内に交番を設置することによる行政サー

ビスの向上について御質問を頂きました。

藍住町におきましては、近年、町内人口の増加あるいは大型商業施設の出店等によりまして、人流が活発化しているものと認識いたしております。これまで、同町内では藍住町東交番と藍住町西交番の二つの交番を運用してきたところでございますが、この度、この両交番を統合して大型化し、より効率的な運用を図ることといたしたものでございます。

具体的には、交番外における事件や事故等の事案対応時におきましても、他の勤務員を交番に常駐させることができることで、交番の不在時間が少なくなりますほか、重要事件等が発生いたしました際には、一度に大量の警察官を現場に動員できるなど、スケールメリットを生かした運用が可能となります。

また、町役場の敷地内に立地することによりまして、DVやストーカー、あるいは児童虐待事案等の被害者支援、また、災害対応などにつきまして、自治体とより迅速で緊密な連携が可能になるものと考えておるところでございます。

#### 井下委員

交番の一番の重要性は存在が在ることで、そこに既にメリットが発生していると思います。当然、子供や女性を取り巻く環境や問題については、対応が複雑化しておりますので、今回のメリットは最大限生かしていただいて、今後、整備するにしてもいろいろなところにつなげていっていただきたいなと思います。

ZEBは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルで合っていると思うのですが、これに関しても、今後様々なところで、こういう様式がとられていくと思うのですが、一つだけ懸念することがあります。もし、分かれば教えていただきたいのですが、例えば、交番や消防は、災害のときに前線で動かれるところでございます。そういうところが全部電力化していくことで、災害対応の際に、停電でバイクが動かないとか、自動車が動かないということがあってはならないのですが、こういうところが懸念されることが1点です。もう1点が、ZEB化することはいいのだけれども、実際、蓋を開けてみたらめちゃくちゃコストが高いということがないのかという2点についてお伺いしたいと思います。

#### 日下警務部参事官兼会計課長

災害対応でどれくらいというお話ですが、今回、藍住町役場に設置します交番につきましては、先ほど申しましたように蓄電池システムを導入しております。この容量は、11.2キロワットアワーということで、最大で交番の電気を24時間程度まかなえる電力となっております。それから、ZEB化によりコストが掛かるのではないかとというお話ですが、ZEB化によりまして維持管理に一定の削減効果があると考えております。

#### 井下委員

今後、様々にカーボンニュートラルに向けて、県警のほうでもいろいろと配慮した取組をやっていただけたと思いますので、第1弾としてしっかり結果を残していただきたいなと思います。

それと、私の地元もそうですが、交番の数が減って、再編、統合をしていくということ

でございます。何度も言いますが、やはり、警察というか交番の大きな役割というのは在ることで既に達成しているものだと思います。この辺の地域の事情に応じた、ゼロでもいいですけども、ないといけないということもしっかり配慮して、住民の意見を聞いていただきながら再編、統合を進めていただけたらと思いますので、併せてお願い申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

#### 東条委員

先般、地元の放送で柴犬や秋田犬の遺棄事件について特別報道がされていたのですけれども、徳島県の海陽町のほうで捨てられたと思われる柴犬が相次いで見付かっているようです。柴犬だけでなく秋田犬も保護されて、遺棄事件というものが多発しているということを報道で見たのですけれども、これまでこのような相談というのはあったのか、あったとしたら昨年とかどのようなものがあったのか教えていただきたいと思います。

#### 田村生活安全企画課長

犬の遺棄事案等の相談件数についての御質問でございます。

犬の遺棄事案に関する相談については、令和4年に8件、令和5年現在までですが、9件を受理しておるところでございます。その主な内容につきましては、遺棄されたと思われる犬の確認の要望でありますとか、遺棄された現場付近のパトロールの強化の要望、あるいは複数の犬が常習的に遺棄されているなど、犬の遺棄に関する情報提供、こういった内容となっております。

#### 東条委員

令和4年が8件で、令和5年は9件の相談があったということで、ちょっと多いなというふうに思うのです。遺棄されたり虐待をしたという場合には、動物愛護法違反になるのではないのかなと思うのですけれども、この事件の今後の対応とか検挙方針はあるのですか、教えてください。

#### 田村生活安全企画課長

犬の遺棄事案等の相談を受けた際の警察の対応ということで御質問を頂きました。

動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法でございますけれども、これは動物の虐待防止、動物の適正な取扱い、動物による人の生命、身体等に対する侵害、迷惑防止などを目的に制定されております。犬などの愛護動物をみだりに殺したり、傷つけた場合につきましては、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金となっております。餌や水を与えないで衰弱させるような行為とか劣悪な環境で飼育するような虐待及び遺棄するような行為につきましては、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という規定が設けられているところでございます。

県民等から動物の遺棄に関する相談や情報が寄せられた場合につきましては、個別の事案に応じて判断することとはなりますけれども、動物愛護法違反事件と認められる場合につきましては、所要の捜査を進めまして、関係機関から関連情報の収集や発見場所付近における聞き込み、それから防犯カメラの確認など、被疑者特定に向けた捜査を行っている

ところでございます。

今後も関係機関との情報共有を図りまして、相談や情報提供等には適切に対応してまいりたいと考えております。

東条委員

よろしくお願ひしたいと思います。飼い主への周知とかも含めて、何らかの対策を県警察としてもとってもらえるようお願いをして終わります。

扶川委員

今、急に問題が持ち上がっていることもあって、言ってませんでしたけど、市長のリコール署名に関するコメントが先日、報道されました。それについて、市民団体の皆さんがけしからんという申入れをされたわけです。

選管が有効とした6万3,398筆のうち、無効が5,153筆であったと。そのうち同一署名、同一筆跡と判断されたのが364だということで、選管が既にそういうチェックをしているのに、市長さん六千、七千程度は同じ筆跡があるんじゃないかみたいなことをおっしゃって問題になっているわけです。

警察のほうはそれ以前に、死者の署名が集められたということで事情聴取をなさってると思うんですけども、報道では、県警は市選管から刑事告発された7人の署名の捜査に注力しており、引き続き署名した人物の特定を進めるほか、指示した別の人物がいらないかなど慎重に調べると、7人以外の署名を含めて組織的に偽造を促すなどの行為は確認されていない模様だというようなことも報道されています。

ですから、どうなのかなと。6,000も7,000も同一筆跡があったとしたら、相当な問題です。もちろん名古屋みたいなことほどの規模ではありませんけれども、個人がもし根拠なくこういうことやったら、私は名誉毀損に当たると思うんです。市長さんがこういうことおっしゃると、それなりの裏付けがあるのかなと市民は感じます。やっぱりこの際、県警としてどういう認識かということも確認しておきたいと思うので、お答えいただけたらと思います。

高橋刑事部長

徳島市長のリコールに関する御質問になりますけど、現在、県警察が捜査中の事案になりますので、コメントは差し控えたいと思います。また、報道についても、我々が発表したものではございませんので、これについてもコメントを差し控えたいと考えております。

御質問のありましたように、現在、県警察は徳島市選挙管理委員会の告発を受けて捜査を進めていまして、その告発事実を中心に捜査を進めているということでございます。

扶川委員

告発事実っていうのは7人について死者が含まれていたというようなことについて捜査をされてると。7,000人もあるとか、ほかにも大量に偽造があったんだということを前提の捜査はしてるわけじゃないんですね。

## 高橋刑事部長

これにつきましても、捜査の中身でありますのでコメントは差し控えたいと思っております。

市の選挙管理委員会、これは発表があったと思うんですけど、市の選挙管理委員会の告発事実を中心に捜査を進めているという状況であります。

## 扶川委員

分かりました。とにかく、警察がこれだけの同一筆跡があると思われるなんてことを認識していたら、告発事実だけじゃなくて、広く調べて、選管の対応が正しかったのかどうか徹底してやらないかんと思うんですけど、それはやられてないんだなってことが確認できたと思いますので、それで結構でございます。

次にネットの掲示板なんかで、中傷の書き込みをされたことについて、ちょいちょい生活相談を受けることがあります。そういう相談は、県警のどこに相談をしたらいいのか、相談したらどういう対応をしていただけるのか、御説明いただけたらと思います。

## 笠井企画・サイバー警察局長

インターネット上の誹謗・中傷等の御質問でございます。

県警察では、インターネット上における誹謗・中傷事案の被害申告は、どこというのではなく、一般的にどこでも受けております。名誉毀損等の犯罪が多いのですが、これにつきましては、早急に証拠保全を行うなど必要な捜査を実施しております。

また、犯罪に該当しない場合も、被害者に対しまして、書き込み場所の管理者に対する削除依頼の方法を教示するなど、必要な助言を行っております。

被害申告受理後の一般的な捜査の流れを申しますと、まず、書き込み場所の管理者に対して接続履歴を確認いたします。これにより、書き込み元のIPアドレスが判明しますので、そのIPアドレスからプロバイダを特定し、接続履歴等の確認を行います。この捜査により、書き込みをした者の契約情報が判明しますので、この契約者情報を元に犯人を特定するという流れになります。

ただ、書き込み元のプロバイダの接続履歴の保存期間は、一般的に3か月から6か月程度であることが多いことから、相当期間が経過した後に捜査を開始した場合、接続履歴が保存されていないケースもありますので、被害申告を受けた際は、速やかに捜査を進めております。

## 扶川委員

プロバイダで保存される期間が、一般的に3か月から6か月とのことですけれども、誰がこれをやったのかということ特定できないと、例えば名誉毀損の損害賠償請求をしようと思っても、消えてしまってできないわけです。そのことをインターネットをやっている方、掲示板を利用されている方がしっかり認識しておかないと手遅れになる。だから3か月から6か月くらいしか保管されないのだから、そうならないように、自分の名誉が傷つけられたということがある場合には速やかに相談してくださいと周知して、被害者の権

利の保全を図っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

笠井企画・サイバー警察局長

広く周知することについてですが、県警察におきましてもサイバー犯罪を未然に防止するためにSNS等を用いた情報発信や講演会、学校における安全教育の開催等、様々な広報啓発活動を実施しておりますので、このプロバイダの接続履歴の保存期間についても広報啓発活動を通じて、広く周知していきたいと考えております。

扶川委員

是非、しっかりお願いします。

それからもう1点です。私もいろいろな相談者から相談を受けることがあるのですが、例えば盗難とか傷害の被害者が被害届を警察署に出しに行ったのだけれども、警察のほうで被害届としてなかなか受理してもらえなかったという相談があるんです。相談の記録はきっちり残していただけるのだけれども、正式に被害届として扱われない、当然、捜査は始まらないし、それやこれやで何年も続いていくと時効になることもあるわけです。被害届の受付に係るルールというのは、どのように決められているのか教えてください。

高橋刑事部長

被害届に関してであります。

犯罪捜査規範というものがあまして、これにおいては被害の届出をする者があったときは、この被害届に係る事件が管轄区域にあるかにかかわらず、これを受理しなければならないとあります。

委員の御質問は、受ける場合、受けない場合という話だと思うのですが、我々警察においては、申告の内容が明白な虚偽と認められるであるとか、また、著しく合理性を欠くようなものを除いては、直ちに受理するという方針であります。

明白な虚偽とか著しく合理性を欠くものというのは、意味不明なものであるとか明らかに客観的事実に反するとか、また、そもそも構成要件に該当しないものがございます。

また、よくあるのですけれども、酒に酔った上のけんかとか、事実関係が申告内容と変わってきてまして、変遷してよく分からないというものについては、直ちに受けないということもあります。これも個別具体的に検討して受理に当たっているというものです。

扶川委員

確かに事実がはっきりしないときは、加害者と言われている人にも人権があるわけですから、やたら被害届を受けて呼び付けるというのは良くない場合もあると思います。しかし、明らかにけがをしておるとか、言い分が違う程度のことであれば、それは双方をきちんと呼んで、事情を聞くのが当たり前だと思います。

被害もないのに被害届を出したらそれ自体が罪になるということもあるわけで、それが分かっているわけですから、それも含めて、書かれている内容を即時受理することとなっているわけですから、現場の警察官のほうにちゃんと周知いただいて対応が誤らないように、もう一回きちんと確認いただければと思います。

同じような話なんです、もう一つは、障がい者や高齢者の場合、被害届を出すときになかなか勇気がなくて一人では行けないという人もおります。私も時々付き合ったりすることがあるのですが、付き合ってあげないと説明がちゃんとできなかつたり、刑事さんからいろいろとアドバイスを頂いても理解できなかつたりするんです。いちいち弁護士にお願いするほど資力もなければ、つながりもないというときに、事情をよく知った助言者が付き添ってあげると本人の不利益がないようにすることができる場合もあるわけです。被害届を出したりするときの付き添いのルールについては、どのように定まっておりますか。

#### 高橋刑事部長

被害届等々を出すときに、第三者の付き添いがあるといいのか悪いのかという話かと思えます。

被害者にはいろいろな方がおいでまして、身体に障がいをお持ちの方であるとか、また、被害後、精神的に落ち着かないということで事実関係を正しく伝えられないであるとか。また、当初は相談であったけれども、よくよく聞くとこれは犯罪ですねということで被害届を受けることもあります。そういう様々なケースがあって、委員がおっしゃるように第三者が立ち会うことも当然あるのだろうと考えております。

被害届の申告に関して、第三者の立会うんぬんということを明確に書いたようなものはございません。我々としましても、捜査への支障であるとか、プライバシーへの影響等々を踏まえまして、個別具体的に検討をした上で、第三者の立会もあり得ると考えております。

#### 扶川委員

分かりました。明らかにこれは聞き取りに妨げになるというような方が同行されてきたときには、やはり御遠慮願うということも一つの警察の判断だと思います。

しかし、犯罪者とかの人間をたくさん見られている警察官の識見で見れば、誰が危ないか、誰が大丈夫かは分かると思いますので、弾力的に認めていただいて、一番に考えるべきは被害者、相談に行った県民の立場に寄り添った対応だと思います。

そういうことをやることによって県警察の信頼がアップすると思いますし、逆にそれをちゃんとやらないと不満がたまって、どこそこの署に行っても全然受け付けてくれないんだって話がちょいちょい聞こえてきたりするんです。それは非常に損失だと思いますので、そういうことがないように、今申し上げた被害届に係るルールとか、付き添いについても現場に周知していただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### 沢本委員

県内の特殊詐欺事件の被害状況に関しまして、何点かお伺いしたいと思います。

まず、さきの所管委員会では、警察本部長から、県内の特殊詐欺被害が高齢者を中心に広がっていて、被害額につきましても、本年は去年の被害総額を超えて、既に1億円以上になっているとの報告がありました。県内で特殊詐欺の発生がますます増えていくのではないかと懸念するところでございます。



そこで、県内での特殊詐欺の被害はどのような状況にあるのか、全国の状況と対比できるような形で教えていただけたらと思います。

勝瑞刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

特殊詐欺の被害状況についての御質問でございます。

全国の統計もということでございますけれども、令和4年中、去年は全国では、認知件数約1万7,000件、被害総額約370億円でございます。県内におきましては、去年は認知件数38件、被害総額7,536万円でありました。令和5年、本年につきましては、県内では、認知件数25件、去年と比較いたしまして9件の増加、被害総額は約1億6,000万円、去年と比較いたしまして1億3,000万円の増加となっております。

沢本委員

これまでも繰り返し注意喚起がなされております。それにもかかわらず、依然として後を絶たないこの特殊詐欺の手口はめまぐるしく変化している印象を受けます。先日も県内におきまして、SNSで知り合った見知らぬ人物から仮想通貨の投資話を持ち掛けられて3,000万円以上をだまし取られる詐欺被害があったという報道を目にしました。

近年、新しいタイプの特殊詐欺が次々と現れ、手口も多様化、巧妙化しているように思います。ここ最近の被害に傾向や特徴があるのであれば、それに合わせた対策が必要だと思うところであります。

そこで、県民の方々への更なる注意喚起という意味合いからも、最近の特殊詐欺被害の傾向や特徴について教えていただけますでしょうか。

勝瑞刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

最近の被害の特徴でございます。

被害額の特徴といたしましては、金融商品詐欺の認知が5件、その被害額が合計約1億4,000万円と大幅に増加をしており、被害額の約9割を占める状況となっております。これが特徴でございます。

具体的には、心当たりのないLINEグループに加入させられ、その後、株式投資やFX投資の勧誘を受け、指定された口座に振り込んだものが3件発生しておりまして、被害額が約7,200万円となっております。また、仮想通貨の取引で利益を得られると投資を勧められ、指定口座に送金したものが2件、被害額が約7,200万円となっております。

特殊詐欺の被害は連鎖的に発生する可能性が高いことから、新たな手口や高額な被害等を認知した場合、タイムリーに広報するなどして、被害防止に向けた注意喚起に努めているところでございます。

沢本委員

最近、特殊詐欺や強盗の実行犯役を募る、闇バイトが全国的に問題となっているとの報道をよく目にします。面識のない少年らによります銀座の高級時計店での強盗事件は、記憶に新しいところであります。今後、県内でも闇バイト関係の事件が発生するのではないかと懸念されるところであります。そこで、闇バイトに関してどのように分析して、対応

していくのか、県警察の所見をお伺いします。

#### 高橋刑事部長

委員からありましたように、ルフィであるとか、フィリピンルートであるとか、全国的に強盗事件が多発しまして、そこで闇バイト問題が出てきたものと思います。TwitterなどのSNSでありますとか、インターネットサイトを通じまして、高額な報酬とか、簡単な仕事であるとかという形で求人募集をして、犯罪行為に加担させる闇バイトが社会問題化しているというものであります。特殊詐欺の受け子を検挙しましても、若年層、未成年が多いというところ、このあたりは闇バイトを通じて、アルバイト感覚で犯罪に加担しているという状況にあります。

現在、県警察では愛知県警察等と合同で架空請求の事件を検挙しておりますけれども、この中には闇バイトで募集して加担した者もおります。

政府においても、3月に犯罪対策関係閣僚会議というのがございまして、そこに闇バイト問題の情報収集でありますとか、加担させない教育とか啓発などを緊急対策プランとして策定したところでございます。

県警察におきましても、このプラン等に基づいて闇バイトのツールとされる携帯電話であるとか電話転送サービスの本人確認の強化、これはNTTをはじめ通信キャリアの協力が必要となってきます。そういった対策はもとより、押収したスマートフォンの解析、秘匿性の高いアプリケーション、最近、テレグラムとかシグナルとか言われていますけれども、技術力を高めてそういうものを解析する、また、民間事業者の協力を得て解析をしていくという新たな視点での捜査を考えているところです。

今春、県警察では企画・サイバー警察局を設置しまして、犯罪捜査や、去年は他機関でサイバー攻撃に遭って機能が停止したという事案がありますけれども、こういうところの広報啓発などについて、犯罪捜査も含めて部門横断的に対応を強化してまいりたいと考えております。

#### 沢本委員

緊急対策プランであるとか、体制の強化とか対策をとっていただき、ありがとうございます。

昨今の闇バイトの広がりや犯罪者グループの巧妙な特殊詐欺を踏まえまして、より一層踏み込んだ対策が必要だと思います。こうした特殊詐欺に関する全国情勢を踏まえ、県警察として、どのような対策が必要と考えられますでしょうか。御所見をお伺いします。

#### 高橋刑事部長

冒頭に刑事企画課長が答弁いたしましたけれども、今年は既に1億6,000万円の被害額を超えて、去年の倍額になっている状況もありまして、非常に重く受け止めなければならないと考えております。

特殊詐欺事犯に関しまして、これまでも被害防止と事件検挙の両面で対応を進めてきたところではありますけれども、発生と検挙のバランスを考えますと、手口を的確に把握、分析して、タイムリーな広報によって被害防止に努めていく必要があると考えております。

す。

また、捜査につきましても、犯罪の多くが首都圏を中心とした国内であるとか、場合によっては海外を拠点としていることもありますので、引き続き、警察庁でありますとか、全国警察と連携をして、実行犯等、犯罪組織の中核に向けた取締りを強化していきたいと思えます。

このような中、私も昨年は中央署長を務めまして、11月には、被害発生直後、捜査員の機転の利いた活動によって、容疑者を香川県内の駅で確保して、被害金を全額回復させたであるとか、また、今年1月にも、JR徳島駅で発生直後に検挙して、被害金全額を回復したということもあります。一般的に詐欺事件というのは、慎重な事情聴取をして、捜査をするのですけれども、この種の事案は一般的な犯罪捜査ではなく、スピード感を求める捜査で、受け子とか出し子という末端被疑者の早期検挙により被害回復することも非常に大事だと考えております。

特殊詐欺事犯の防止や検挙は、県警察にとっても最重要課題の一つでありまして、引き続き、関係機関や団体等と連携を強化して対策に努めてまいりたいと考えております。

#### 沢本委員

非常に心強い御答弁をありがとうございました。

闇バイトに関しましては、将来ある若者が安易に詐欺や強盗の事件の加害者として巻き込まれないように更なる対策に取り組んでもらいたいと思えます。

県民は、事故や犯罪がなく、安心して生活できる世の中を守っていただきたいと警察に大きな期待を寄せております。本県は、全国的に見ましても高齢化が著しく、それにまつわる多くの課題も抱えておりますが、県警察には日々変化する特殊詐欺をはじめとする様々な犯罪に適切に対処していただきまして、県民の安全安心な暮らしに寄与していただけますよう要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

#### 坂口委員

本年4月から道路交通法改正によりまして、ヘルメットの着用が義務化となりました。

それにつきまして、自転車の交通事故防止対策に注目がされております。その中で、本県における自転車利用者のマナーについて、決して良いものではないのかなというふうに私自身感じております。自転車に対する交通安全対策は非常に考えておりますが、その点で、自転車のヘルメットの着用促進や自転車マナーの向上の観点から何点か質問させていただければと思っております。

まず、自転車の交通事故発生状況ですが、昨年中の自転車の交通事故の発生件数や負傷者の状況、そのあたりについて、自転車に過失がある事故はどの程度あったのかお教えいただけますでしょうか。

#### 大喜交通企画課長

自転車の交通事故発生状況と自転車に過失がある事故の割合についての御質問でございます。

令和4年中、県下において発生しました自転車が当事者となる交通事故は424件で、こ

れら事故でお亡くなりになった方は2人、負傷をされた方は414人であり、事故を起こした場合、多くの自転車利用者が死傷する状況でございます。また、全ての自転車事故424件のうち、自転車利用者に過失、つまり何らかの交通違反があったと認められる事故は377件で、その率は約89パーセントでございます。

自転車事故については、死傷者の発生するリスク及び自転車側に交通違反が認められる率、共に極めて高い状況でありまして、自転車の交通違反に対する交通指導取締りの強化などによる自転車事故の防止対策が喫緊の課題と認識するところでございます。

#### 坂口委員

自転車側に過失があるのが89パーセントということで冒頭申し上げましたように自転車利用者のマナー、このあたりが、再教育も含めて必要になってくるのではないのかなと私自身考えております。

次に、自転車のヘルメットについてお伺いいたします。

報道によりますと、県警察が5月にヘルメットの着用率を調査されたところ、着用率が21.5パーセントと。そのうち、高校生が5.2パーセント、大学生が7パーセントであるというデータがございます。どの時間帯のデータか確認はできていないのですが、まだまだヘルメットの着用が浸透していないという状況かと思えます。

私自身、朝、街角の交差点に立って御挨拶等をさせていただいているのですが、中学生の方は、たぶん校則で決まっているようだと思うのですが、多くの方がヘルメットを着用されている。でも高校生になるとほとんどかぶっていないと。私が定点観測というか確認したところ、100人に一人くらい、高校生の方がかぶっているのかなというような状況であります。その中で、ヘルメットを私自身も被らないといけないなど。鳴門市で自転車で走っているときに、あいつ議員なのにかぶっていないじゃんというのも、私も対面上良くないと思ひまして、先般、Amazonでヘルメットを購入しようかなと思ったところ、人気の白色とか黒とかそういったところはほとんど売り切れている。知り合いの自転車屋さんに確認しましたところ、発注しても入ってこないんだという状況のようでした。

これは日本国民全て、徳島県民を含めまして関心が高まっているのかなと思っております。この盛り上がりを機に、どんどん着用率、普及に向けて取り組む必要があると思いますが、県警察として、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねしたいと思います。

#### 大喜交通企画課長

ヘルメット着用、普及に向けた取組についてでございます。

自転車乗車用ヘルメットは、交通事故発生時における致死率を大幅に減少させることができるものでありまして、全ての自転車利用者に着用していただくことが望ましいところでございます。

県警察では、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化された法改正を受け、これまでも、関係機関・団体と連携した街頭でのキャンペーン、着用啓発動画の制作及び県教育委員会や高等学校への働き掛けなどのヘルメットの着用促進に向けた取組を行ってきたところでございます。

本年5月からは、ヘルメット非着用者に対して、警察官が自転車安全カード、通称イエローカードと呼んでおりますが、これを交付して着用指導を実施するなど、ヘルメット着用促進に向けた取組を強化しているところでございます。さらに、本年秋には、県下の高校生参加による、ヘルメット着用などの自転車安全利用コンクールの開催を計画しているところでございます。

今後とも、関係機関・団体と連携し、全ての世代のヘルメット着用促進に取り組んでまいります。

#### 坂口委員

多種多様なところで、いろいろな形でヘルメットの着用を普及していただいているというところです。実際、制作された動画については、そこに見にいかなければなかなか閲覧できない、確認できないというところがあります。

ヘルメットを着用してほしい方、私が思うのは高齢者の方々もそうですし、幼児の方、あと学生さんが自転車に乗る機会が一番多いのかなというふうに思っております。

やはり中学生、高校生になるとSNS、T i k T o kであるとかI n s t a g r a m、T w i t t e r、そういったところのインフルエンサーと呼ばれる方々がヘルメットをかぶろうとか、そういったことをすることによって認知度も上がってくるのかなと思っております。

例えば、徳島県であれば、きっと難しいと思いますが、米津玄師さんなんかヘルメットをかぶろうぜとか、そういったことによって変わってくるかもしれませんし、徳島県民で言えば、今、一番インフルエンサー的な発言能力といいますか、そういうのが大きいのはやはり知事なんか、例えばインスタとかそういったところでヘルメットをかぶろうとか言うことによっても、また認識が上がってくるのかと私自身は考えておるところです。

先ほど、自転車事故のうち、ほとんどが自転車に過失、違反があったというふうに御答弁いただきました。確かに、歩道上をマナー悪く走行する自転車、信号無視などが多く見られます。そもそも、自転車の交通違反があった場合は、どのように取締りをされているのでしょうか。

また、これまでの検挙実績等あれば、併せて御説明いただければというふうに思います。

#### 大喜交通企画課長

自転車に対する取締り、検挙実績についての御質問でございます。

過去5年間では、交通事故を<sup>じやつき</sup>惹起したり、誘発するような悪質で危険性の高かった、酒酔い運転3件、信号無視1件について検挙を行っています。

このほかの検挙に至らないと認めた自転車利用者の交通違反に対しては、自転車安全カードの交付による指導警告を行っているのが実情でございます。

過去5年間の自転車安全カード交付による指導警告の件数は、平成30年5,552件、令和元年4,973件、令和2年1,953件、令和3年3,053件、令和4年3,797件となっています。

#### 坂口委員

過去5年間で、トータル4件、酒酔い運転が3件と信号無視が1件ということですが、多分、酒酔い運転は酩酊状態なのかなというふうに思います。ですけれども、5年間で4件というのは、意外と少ないのかなと私自身は感じている次第であります。

実際、自転車安全カードを交付ということで、年によって警察は凸凹としている形ではありますが、引き続き、このような形で交通の取締りも行っていただければというふうに考えております。

続きまして、過去5年間で、自転車の検挙があったのは4件ということで、先ほど申し上げたとおりです。私自身は16年ほど東京、大阪で住んでおりまして、悪質な自転車の取締りを結構散見しました。自転車のマナー向上のため、これまでのやり方を再度改めていただくというか、御検討いただきまして自転車の取締りを強化するのがいいかなと考えておりますが、県警察の見解はいかがでしょうか。

#### 船本交通部長

自転車の取締りに係る県警察の見解ということでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

先に交通企画課長から答弁させていただいたとおりでございますけれども、県警察では、自転車の交通違反につきましては、これまで、交通事故を誘発するような悪質で危険性の高いもの以外につきましては、原則、自転車安全カードの交付によりまず指導警告を行ってきたところでございます。

しかしながら、自転車事故は、多くの自転車利用者の方が死傷されていること、それからまた、自転車利用者の方に交通違反が認められることが多い、こういった実態ということで先に答弁をさせていただいたものであります。それから、そもそも交通事故を起こさないまでも自転車利用者の方の交通違反が多い現状、さらにこれら現状に加えまして、電動キックボードなどの新たなモビリティや歩行者の方と共存を図りまして、交通の安全を確保する必要があること、こういったことも踏まえまして、自転車の交通違反に対しましては、より厳正に対処をさせていただく必要があるものと認識しているところでございます。

そのような中、全国的な情勢を見てみますと、全国的には多くの都道府県警察が自転車の交通違反に対しまして、積極的に検挙措置を講じている現状がございます。こういった全国的な情勢を踏まえまして、本県におきましても、自転車安全カードの交付によりまず指導警告のみならず、個別の行為ごとに悪質性、危険性、迷惑性等を総合的に判断をさせていただいた上、積極的に交通切符によりまず検挙を推進してまいりたい、このように考えているところでございます。

#### 坂口委員

悪質な自転車に関しましては、指導警告や取締りを強化することにより、自転車マナーの向上を図っていただければと思っております。例えば、自転車の右側通行は違反になるであるとか、歩道上はゆっくり走る等、自転車のルール、そのあたりを全く理解されていない方もいらっしゃるかと思います。

様々な周知徹底を図った上で、自転車の交通事故防止を図っていただきたいと要望させ

ていただきたいと思います。

また、交通取締り、指導警告だけではなく、冒頭御答弁いただきました、死者が2名発生しているとかいうところで、実際、2名死亡することによって、その自転車の方が保険に入られていないケースなんかもひょっとしたらあるかと思うんです。これは警察の管轄外かもしれませんが、そのあたりも含めて、検挙するだけではなく、それ以前にもし事故が起こったらどういう対応があるのか、じゃあそれに対して損害賠償が幾ら掛かるのか、そういったところもトータル的に交通取締りだけではなく、事故を発生させない、発生した場合にどういうふうになるかも引き続き考えていかなければならないのかなと私自身も考えております。私からの質問は以上でございます。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第12号、議案第13号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時29分）